

一般社団法人 東京都消防協会定款

変更 平成29年2月12日総会決議 (い)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人東京都消防協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、郷土愛護の消防精神に支えられた防火防災活動の充実強化を通じて、都民の生命、身体及び財産を火災等から保護するとともに、各種災害による被害の軽減を図るため、消防団員の消防知識及び技能の向上、消防団の活動力の強化、消防団の士気高揚、防火防災思想の普及徹底、地域連携の強化、消防団相互の連絡協調及び福利厚生を推進し、地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防火防災思想の普及徹底に関すること。
- (2) 消防団員の消防知識及び技能の向上並びに消防団の組織強化に関すること。
- (3) 防火防災に関する知識、訓練及び指導に関すること。
- (4) 東京都の行う消防諸行事に参加協力し及びこれらの委託事業の推進に関すること。
- (5) 消防団の事業に対する協力及び相互間の連絡協調に関すること。
- (6) 消防団及び消防団員並びに消防功労者の表彰に関すること。
- (7) 消防団員の福利厚生及び殉職消防団員の遺族に対する弔慰救済に関すること。
- (8) 大災害市区町村に対する見舞に関すること。
- (9) その他本会の目的達成上必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(公告)

第6条 本会の公告は、電子公告による。

第3章 会員

(会員種別)

第7条 本会の会員は、正会員、賛助会員、名誉会員の3種とする。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同して入会した消防団とする。
- (2) 賛助会員は、本会の目的に賛同して金品を寄与した者のうち、理事会で推薦されたものとする。
- (3) 名誉会員は、本会のために特に顕著な功績があった者のうち、理事会で推薦されたものとする。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第8条 正会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出して、理事会の承認を得なければならない。

（会費）

第9条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（退会）

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を事前に会長に書面で提出することにより退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議により、これを除名することができる。

- (1) この定款、その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正会員が会費を2年以上納入しないとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 会員が解散し、又は死亡したとき。

（抛出金品の不返還）

第13条 退会、除名又は資格喪失となった会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 顧問等

（顧問等）

第14条 本会に顧問、参与及び相談役を若干名おくことができる。

- 2 顧問、参与及び相談役は、学識経験者の中から会長が理事会に諮って委嘱する。
- 3 顧問、参与及び相談役は、会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 役員

(役員の種類及び定数)

第15条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 理事 11名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、7名以内を副会長とすることができる。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第16条 役員は、総会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。この場合において、理事会は、総会にこれを附議した上で、その決議を得るものとする。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

4 監事には、本会の職員が含まれてはならない。

(理事の職務及び権限)

第17条 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、会長を補佐する。

3 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより会務の執行を決定する。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する4月の定期総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する4月の定期総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員のコ利義務を有する。

(役員解任)

第20条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第21条 理事及び監事は、無報酬とする。

第6章 事務局

(事務局の設置)

第22条 本会に、本会の庶務を処理するための事務局をおく。

(事務局長及び事務職員)

第23条 事務局に事務局長及び事務職員をおく。

(事務局長及び事務職員の任免)

第24条 事務局長及び事務職員は、会長が任免する。ただし、事務局長については、理事会の承認を得なければならない。

(事務局長及び事務職員の職務)

第25条 事務局長は、会長の指揮を受けて庶務を処理する。

2 事務職員は、事務局長の指揮を受けて庶務を整理する。

第7章 総会

(総会の種別)

第26条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第27条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(総会の権能)

第28条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び決算報告の承認
- (5) 入会の基準及び会費
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において総会に附議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及びこの定款に定める事項

(総会の開催)

第29条 定期総会は、毎年4月、2月に開催する。

2 4月に開催する定期総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員総数の10分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったとき

(総会の招集)

第30条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面により、少なくとも開催日の14日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第31条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(総会の定足数)

第32条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ、これを開会することができない。

(総会の議決権)

第33条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の決議)

第34条 総会の議事は、この定款において別に規定するもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は正会員として議決に加わることができない。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(総会の書面表決等)

第35条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前3条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第36条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (4) 決議事項
- (5) 議事の経過の概要（発言者の氏名及び要旨を含む。）
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から総会において選出された議事録署名人

2人以上が署名しなければならない。

第8章 理事会

(理事会の構成及び招集等)

第37条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会は、会長が招集する。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 5 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 6 理事会を招集するときは、会議日時、場所、目的及び議案事項を記載した書面により開催日の7日前までに、各理事及び各監事に対し通知しなければならない。

(理事会の定足数及び決議等)

第38条 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席により成立する。

- 2 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 3 前項の場合には、議長は、理事として表決に加わることはできない。
- 4 理事会の議事については、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。
- 5 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その事項について議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議をのべたときは、この限りでない。
- 6 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(理事会の権限)

第39条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行の監督
- (2) 会長及び副会長の選定及び解職
- (3) 総会の日時、場所及び目的である事項並びに総会に附議すべき事項の決定
- (4) その他総会の決議を要しない会務の執行

(理事会の議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した会長及び監事が署名しなければならない。(い)

第9章 財産及び会計

(財産の構成)

第41条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産

(2) 会計年度内における次に掲げる収入

- ア 会費
- イ 寄付金品
- ウ 補助金
- エ 事業に伴う収入
- オ 資産から生ずる収入
- カ その他の収入

(財産の管理)

第42条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は理事会の決議により定める。

(経費の支弁)

第43条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の決議を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じた暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2 前項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第46条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、4月の定期総会において承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(剰余金の処分)

第48条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(解散)

第49条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第50条 本会が解散する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 雑 則

(委任)

第51条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は、石田詔夫、副会長は、吉田喜重、沖山仁、浦邊博、中澤安成、長田一雄、枇杷阪秀明、多氣勝治とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則（平成29年2月12日総会決議）

この定款は、平成29年4月1日から施行する。